

5 人事評価モデルのフロー図

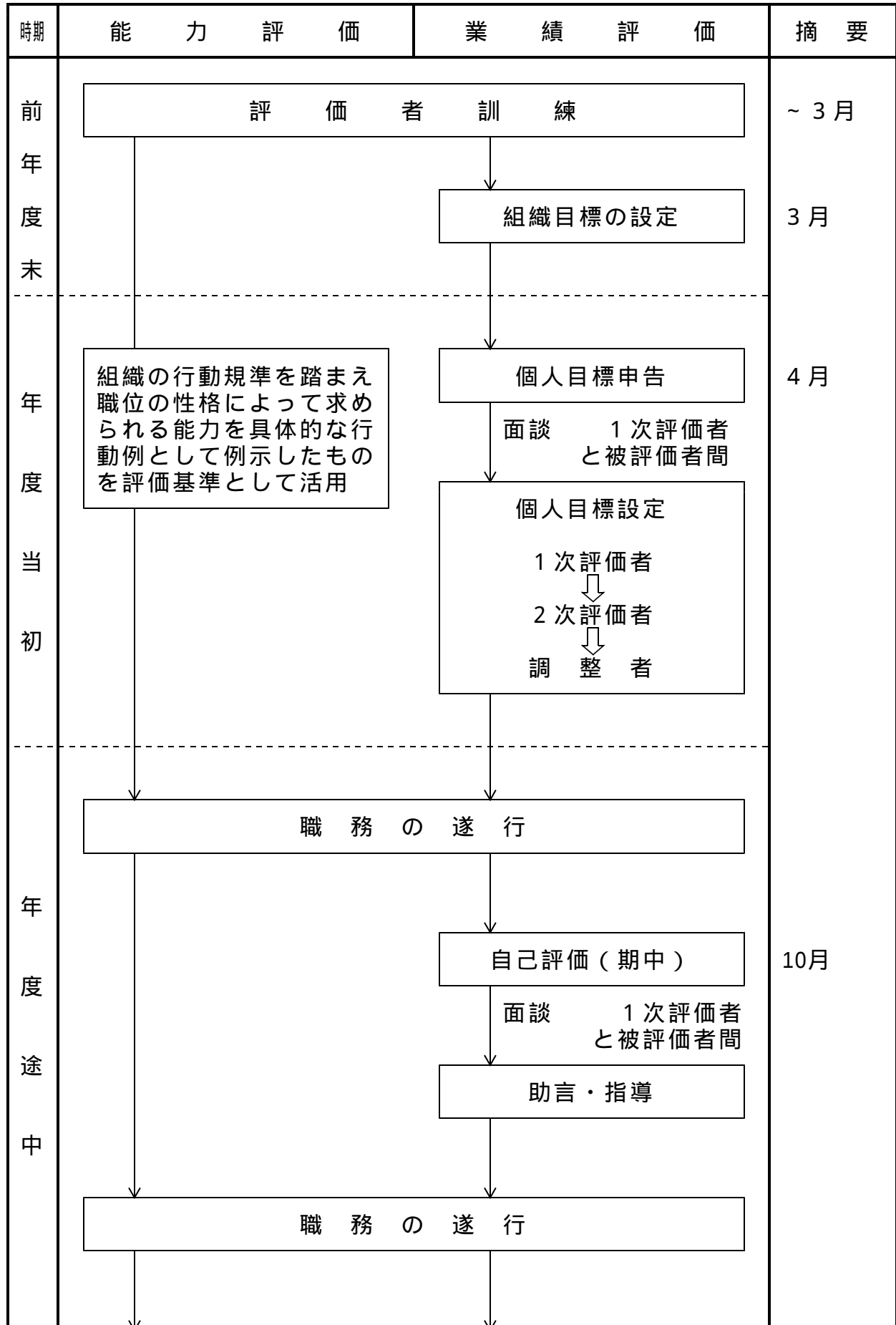
- ・ 人事異動時期を4月1日との前提を置き、人事評価システムの流れの概要について、例示するものである。
- ・ 評価日程の設定にあたっては、評価結果の活用時期や各部・課及び人事担当課での作業期間を考慮する必要がある。
- ・ 能力評価と業績評価を1年度に1回行う「事例1」と、能力評価を1回、業績評価を2回行う「事例2」に分けて例示している。

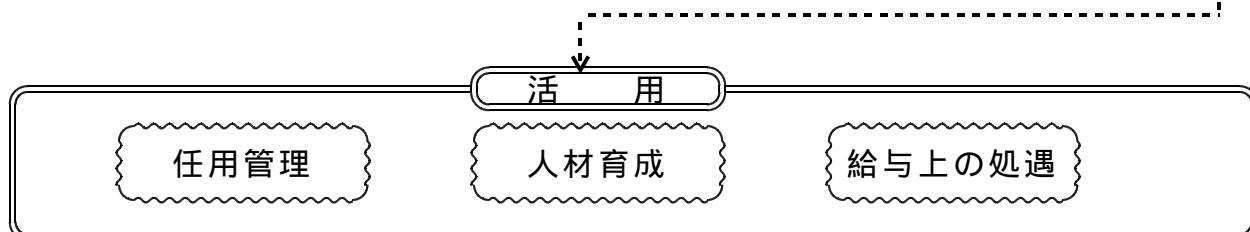
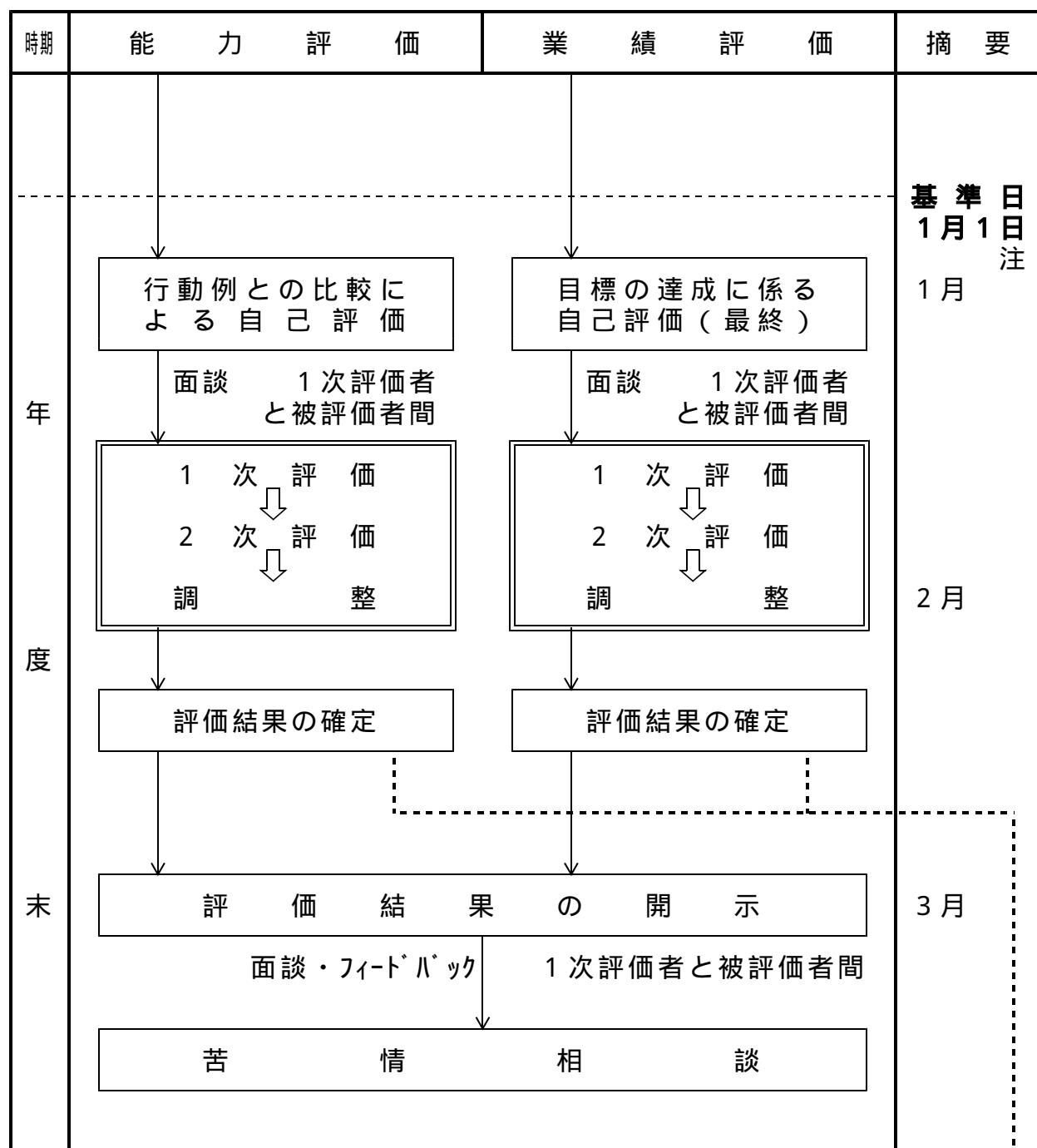
○ 事例1及び事例2の概要、課題等

区 分		事例 1	事例 2
概 要	評価回数	・ 1年度で能力評価と業績評価を同時に1回行う	・ 1年度で能力評価を1回、業績評価を2回行う
	基準日 及び評価 対象期間	・ 1月1日 ・ 4月1日～次年3月31日 ただし、1月初から3月末までの達成度に係る著しい変動については、評価結果の確定後であっても調整者において評定結果の修正可能	・ 業績評価(2回) 5月1日 前年11月1日～当年4月30日 11月1日 5月1日～10月31日 ・ 能力評価(1回) 1月1日 4月1日～次年3月31日
課 題 等	評価に係 る作業量	・ 評価を1回で行うため、ある程度抑えることができる	・ 評価を2回以上行う必要があり、ある程度の作業量が想定される
	評価結果 の活用	・ 能力評価と業績評価の結果を同時期に総合して活用することができる	・ 能力評価と業績評価の結果を同時期に総合して活用することが難しい
	基準日 の設 定	・ 基準日1月1日は例示であるが、基準日を年度末に設定し、その評価結果の確定・活用は次年度において行う例、能力評価と業績評価の基準日をそれぞれ個別に設定する例も想定される ・ 職員数が多い場合、来年度の人事異動に活用するために基準日を11月1日や12月1日とし、作業期間を確保する必	・ 業績評価の基準日を5月1日及び11月1日とし、それぞれ6月期、12月の勤勉手当に反映することとしているが、支給に間に合わせるためは5月又は11月の中旬までには評価作業を終える必要がある ・ 評価対象期間と年度が一致せず、評価者や被評価者の人事異動があることから、評価における人事異動に伴う取扱

区 分		事例 1	事例 2
課 等 題	基準日の設定 (続き)	要があるが、特に業績評価について本来12ヶ月で達成度を見るべきであるにも関わらず、より少ない期間で達成度を評価せざるを得なくなることにより留意する必要がある ・ その場合には、基準日から年度末に至る間における達成度に係る著しい変動について、評価結果の確定後であっても調整者等において評価結果を修正することができるような仕組みを設ける必要がある	いに留意する必要がある。
	目標管理の対象期間と評価期間	・ ある程度一致させることができる	・ 一致しないため、目標設定時に6ヶ月毎の達成水準を定めておく必要がある
	勤勉手当の成績率への反映時期	・ 次年度の6月期・12月期となるため、業績を上げた年度ではなく次年度で処遇される結果となる ・ 特例を設けないと新規採用者については反映材料がなくなる ・ 退職者については退職の直前の業績に対する処遇ができなくなる	・ 直近の業績の結果を勤勉手当の成績率に反映することができる
	勤勉手当の支給に係る給与条例の規定	・ 一般職の職員の給与に関する法律第19条の7で「基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて」と規定されていることから、給与条例において類似の規定をしている場合には「基準日の前年度におけるその者の勤務成績に応じて」等の規定に改正する必要がある	

○ 事例 1

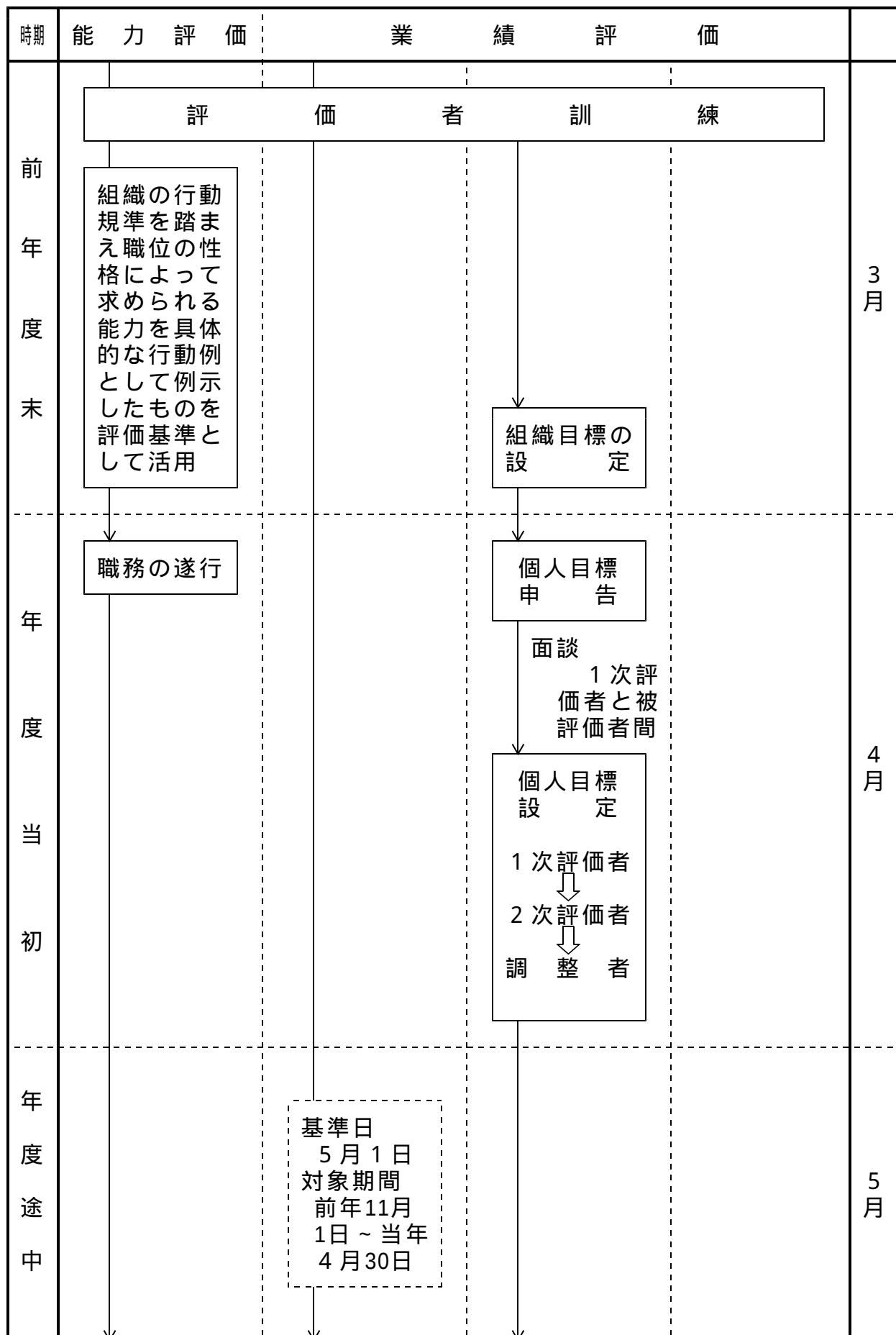


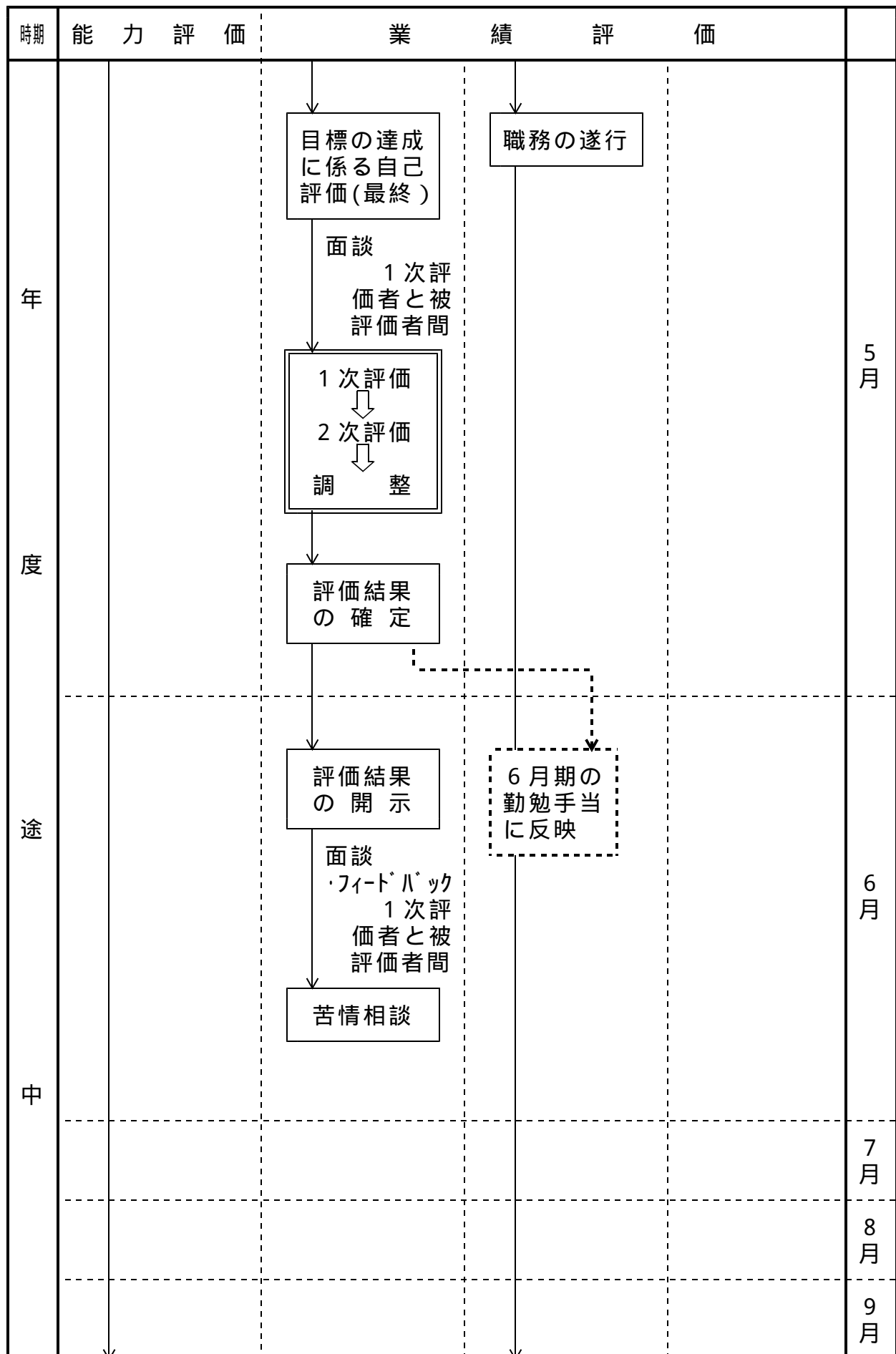


給与上の処遇の一部は次年度に活用(勤勉手当は次年度の6月・12月分に反映)

注 1月初から3月末までの達成度に係る著しい変動については、評価結果の確定後であっても調整者において評定結果を修正することができる。

○ 事例 2





時期	能力評価	業績評価	
年度		基準日 11月1日 対象期間 5月1日～ 10月31日 ↓ 目標の達成 に係る自己 評価(最終) ↓ 面談 1次評価者 と被評価者間 1次評価 ↓ 2次評価 ↓ 調整 ↓ 評価結果 の確定	10月 職務の行
	途	↓ 評価結果 の開示 ↓ 面談・フィードバック 1次評価者 と被評価者間 苦情相談	11月 12月期の 勤勉手当 に反映
中			12月

時期	能力評価	業績評価	
年度末	基準日 1月1日 対象期間 4月1日 ～ 次年 3月31日 行動例との 比較による 自己評価 面談 1次評価者 と被評価者間 1次評価 ↓ 2次評価 ↓ 調整 評価結果 の確定 評価結果 の開示 面談 ・フィードバック 1次評価者 と被評価者間 苦情相談		1月
			2月
			3月